

全建事発第 132 号

令和 6 年 3 月 29 日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長殿

一般社団法人 全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤男  
〔 公 印 省 略 〕

### 建設業における申請等の電子化について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では、デジタル技術の活用による国民生活の利便性の向上等の観点から、令和 5 年 1 月より、「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）」の運用を開始し、建設業許可の申請（建設業法第 5 条）、変更等の届出（同法第 11 条）、提出書類の閲覧（同法第 13 条）などの手続について、インターネットを活用して行う電子申請等を可能としたところです（事務連絡\_令和 4 年 11 月 11 日）。

この度、国土交通省より、電子申請に関する再度の周知及びその導入についての検討依頼がありました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ本件について周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

#### 【添付資料】

01\_国交省通知文

02\_建設業許可・経営事項審査電子システム チラシ

#### 【参考URL】

建設業許可・経営事項審査電子システム（国交省ホームページ）

[https://www1.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_tk1\\_000001\\_00019.html](https://www1.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html)

以 上

担当:事業部 川瀬

TEL:03-3551-9396

FAX:03-3555-3218

e-mail:jigy@zenken-net.or.jp

国不建推第65号  
令和6年3月28日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課  
建設業適正取引推進指導室長

### 建設業における申請等の電子化について

日頃より、建設業行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、デジタル技術の活用による国民生活の利便性の向上等の観点から、令和5年1月より、「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）」の運用を開始し、建設業許可の申請（建設業法第5条）、変更等の届出（同法第11条）、提出書類の閲覧（同法第13条）などの手続について、インターネットを活用して行う（以下「電子申請等」といいます。）ことを可能としたところです。

従前のお通り、紙面により各種手続を行っていただくことは可能ですが、電子申請につきましても、その導入をご検討いただきますようお願い申し上げます。

貴職におかれましては、貴団体傘下の建設業者に御周知いただきますようお願いいたします。

令和5年1月スタート

# 建設業許可・経営事項審査の 電子申請が始まります!



## 建設業許可・経営事項審査 電子申請システム (JCIP)

※一部の行政庁では、令和5年1月からの電子申請受付は行いません。

### 電子申請のメリット

#### ▶▶ 会社・自宅からインターネットで申請



会社や自宅のパソコンから、インターネットで申請・届出書類を作成し、申請・届出ができますので、行政庁への**訪庁や郵送での申請・届出が不要**になります。

※従前通り、紙媒体による申請も受け付けます。 ※変更届も対象です



#### ▶▶ データ連携により書類の取得・添付が不要



法務省(登記事項証明書)、国税庁(納税情報)等とのデータ連携により、**当該書類の取得や添付が不要**になります。

※令和5年1月からのデータ連携は、上記に加え技術者資格情報等になります。  
※デジタル庁が提供する認証サービス「GビズID」のID取得が必要となります。  
※一部の手続きについてはデータ連携は行えません。



#### ▶▶ 外部データの取込、前回申請データの再利用



外部のアプリケーション等で作成した**データの取込**や**前回申請したデータを利用した申請書類の作成**ができますので、入力の手間が省けます。



#### ▶▶ エラーチェック、自動計算



**システムによるエラーチェックや自動計算**を行いますので、申請書類の作成に係る手間が省け、作成誤りがなくなります。



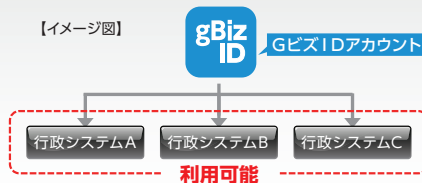
国土交通省

## ご利用の前にご確認ください

### ▶▶ G Biz ID アカウントのご用意 (必須)

システムのご利用(ログイン)にあたっては、デジタル庁が提供する「G Biz ID」が必要になります。  
事前に「G Biz IDプライム」アカウントの取得、または取得後に「G Biz IDプライム」アカウントから作成した「G Biz IDメンバー」アカウントをご用意ください。

※代理申請の場合も、申請者・代理人ともにIDが必要となります。  
※詳細については、「gBizID」ウェブサイトに掲載されているマニュアルをご参照ください。



### ▶▶ 電子化の対象となる手続の範囲

※受付開始時期は都道府県によって異なります。

#### ○建設業許可関係

- 許可申請  
(新規許可、許可換え、般特許可、業種追加、更新)
- 変更等の届出  
(事業者の基本情報、経営業務管理責任者、営業所の専任技術者、営業所の代表者等)
- 廃業等の届出 ・決算報告
- 許可通知書等の電子送付  
※各行政庁により取扱いは異なります。

#### ○経営事項審査関係

- 経営事項審査申請  
(経営規模等評価、総合評定値)
- 再審査申請  
(経営規模等評価、総合評定値)
- 結果通知書等の電子送付  
※各行政庁により取扱いは異なります。

### ▶▶ 取得・届出が不要になる添付書類

○バックヤード連携により、以下の添付書類の取得・提出が簡素化されます。

- 法務省(登記事項証明書)  
※令和5年1月からの対象:国土交通大臣許可・法人
- 技術検定合格証明書



○添付の自動化により、添付書類の取得・提出が簡素化されます。

- 納税情報(法人税/所得税)  
※令和5年1月からの対象:国土交通大臣許可・法人/個人
- 納税情報(消費税及地方消費税)  
※令和5年1月からの対象:国土交通大臣許可/都道府県知事許可・法人/個人

※令和5年度からは、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証、建設業経理士登録証等のバックヤード連携を予定

- 技術検定合格証明書(令和5年1月~)
- 建設業経理士検定試験合格証明書(令和5年度)
- 監理技術者資格者証(令和5年度)
- 建設業経理士CPD講習修了証(令和5年度)

### ▶▶ ご注意ください

**スマートフォンからは、当サービスをご利用いただけません。**

ご利用には以下のソフトウェアが必要です。

ブラウザ: Microsoft Edge、Google Chrome

PDF閲覧用ソフト: Adobe Acrobat Reader 等



◆ 本チラシに関するお問合せ

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課  
TEL:03-5253-8111